

第3回地域産業活性化ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和5年3月16日（木）10:00～11:30
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
（委員）岩下直行座長、御手洗瑞子座長代理
（デジタル臨時行政調査会）金丸恭文構成員
（専門委員）青山浩子、小針美和、林いづみ、井上岳一
（事務局）林規制改革推進室長、辻規制改革推進室次長、川村規制改革推進室参事官
（ヒアリング出席者）農林水産省：山口水産庁漁政部長
農林水産省：藤田水産庁資源管理部長
農林水産省：魚谷水産庁水産経営課長
農林水産省：斎藤水産庁資源管理部管理調整課長
国土交通省：上田港湾局総務課長
4. 議題：
（開会）
改正漁業法の制度運用について（フォローアップ）
（閉会）
5. 議事概要：

○事務局 それでは、規制改革推進会議第3回「地域産業活性化ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催をしております。お手元に資料を御準備いただき御参加をお願いいたします。なお、会議中は雑音が入らないようにマイクアイコンでミュートにさせていただくようお願いいたします。御発言の際にはミュートを解除して御発言いただき、御発言後は、再度、ミュートにさせていただくよう御協力をお願いいたします。

本日は井上専門委員に御出席いただいているほか、デジタル臨時行政調査会より金丸構成員にも御出席いただいております。

以後の議事進行につきましては、岩下座長をお願いいたします。

○岩下座長 それでは、本日の議題に入ります。議題は「改正漁業法の制度運用について」です。

本日は、改正漁業法の制度運用における漁場の有効活用について、農林水産省からヒアリングを行います。また、港湾区域における水域占用許可及び漁業権設定について、国土

交通省からヒアリングを行います。最後に事務局から、漁場の有効活用に向けた取組について、高知県の事例、本日御欠席の有路専門委員からの意見書について、事務局から御説明をお願いします。

それでは、まず、農林水産省さんより12分程度で御説明をお願いします。

○山口部長 おはようございます。水産庁の漁政部長の山口と申します。

改正漁業法の制度運用につきましては、漁場の有効活用を図るためには、新規の漁場の設定が促進されること、また、既存の漁場が適切かつ有効に活用されることの2点が重要と捉えてございます。こうした考え方の下、資料に沿って御説明いたします。

まず、資料1の1ページを御覧ください。

当庁といたしましては、平成30年の漁業法改正を受けまして、5年に1度の漁業権切替え時期によらずとも、随時新たな漁業権を設定出来る、免許する手続が行われるように、具体的な免許の手順、スケジュールなどをお示ししまして通知したところでございます。都道府県に対しては、希望者からの相談に対して、誠実かつ責任を持って対応することを求めています。

当庁で調べましたところ、資料にございますように、これまでに新規の漁業権免許が67件行われているという状況でございます。この表にまとめておりますが、定置網を営むための定置漁業権が9件、養殖を営むための区画漁業権については、事業者直接向けされた個別の区画漁業権が9件、漁協に免許された団体の区画漁業権が49件でございます。それぞれ漁場が新設された数、廃業等に伴って漁場が再設定され、別の者に免許された数、これら以外の漁場の位置変更等を上記以外としてまとめております。

改正漁業法が施行されてから約2年弱の成果でございますが、これまでより有効に漁場が活用される状況が生まれてきていると考えております。さらに、個別の要望等を踏まえ、現在も免許に向けた手続が進められているものと承知しております。当庁としても、都道府県や事業者からの相談対応、必要な助言や指導等を継続して行ってまいります。

2ページ目、定置漁業権の取組について紹介してございます。

定置網は、その漁法の特徴から、実態上全く新規の定置漁業権を設定することは少ないという状況でございます。他方で、定置網は、その水揚げや雇用などの地域経済に大きく貢献しますから、既存漁業者の事業継続が難しくなった場合などにおいて新規参入が行われております。

例えば高知県では、過去に廃業した定置網の漁場について参入者を公募する取組が行われ、新規参入が図られました。静岡県では、漁協自営に代わって株式会社が定置網を営んでいる事例がございます。それぞれ主体が変わっても、漁場を有効に活用すべく定置網が継続された例でございます。

3ページ目、区画漁業権の取組について紹介しております。

近年の海洋環境の変化等を踏まえ、これに対応するための動きが広がっております。

例えば左側のほうですが、熊本県ではひとえぐさ、いわゆるアオサの養殖漁場の新設、

大分県では、県漁協・漁業者が連携して、漁船漁業の不振に対応するため、兼業としてヒジキ養殖に取り組む動きがございます。また、右側、岩手県におきましては、サケの不漁等に対応いたしまして、地元漁協が中心となって、複数の地区で県や民間企業等と連携し、地域の新たな産業としてサーモンの養殖を開始する動きが広がっております。もちろん、ここに紹介したもの以外にも、各地で前向きな取組が進められているところでございます。

4 ページ目、先ほど御紹介いたしました高知県の取組事例をまとめております。

後ほど御紹介もあると思いますので、こちらは見ていただければと思いますけれども、あらかじめ漁場の位置等が示されておりまして、さらに地元地区との合意形成、サポート体制に言及する、事業者と産地とのミスマッチが生じないように工夫されているということで、こういった事例、自治体が主導して漁場利用者を公募する取組は非常に珍しいと考えております。今後の漁場の有効活用のヒントになる事例と捉えております。

5 ページ目、次に、既存の漁場をいかに有効に活用していくかの取組について御説明いたします。

これには、過去の規制改革推進会議でも御議論いただきました、海面利用ガイドラインをしっかりと運用していくということが何よりも重要と考え、取り組んでおります。ガイドラインで整理されました内容に基づきまして、適切かつ有効に活用されているかの判断を適切に行っていくことが重要でありまして、ガイドラインには、このためのチェックシートを添付してございます。また、チェックシートの判断に資するよう、根拠となる指標や証書類の例についても示しております。

6 ページ目、こちらがチェックシートになります。

右側に並べてありますとおり、10個以上の確認項目を設け、適切な判断基準と有効の判断基準というのを整理してございます。都道府県は、これに基づいて各漁場の状況を把握していきます。

仮に適切かつ有効ではないと判断されれば、次の7ページにあるとおり、漁業法に基づきまして、今後の漁場利用を適切に行わせるように指導を行うということになってございます。当庁で調査をいたしましたところ、これまでに116件の指導が行われております。使われない漁場をそのまま放置することなく、しっかりとした漁場活用につなげていくための取組を推進するよう、説明会等を通じて都道府県を指導しているというところでございます。

8 ページ目、漁業権の免許の状況は、「海しる」において詳細に公開されております。

例えば養殖されている時期や漁種などの情報を確認することができます。令和3年3月からは、過去の漁業権情報も表示可能といたしまして、過去に免許実績のある漁場を識別できるようにいたしました。

このアクセス件数につきまして、「海しる」を管理しておられます海上保安庁さんに確認しましたところ、この漁業権情報についてのアクセスですが、令和2年には18万回のアクセス数だったところ、令和4年には27万回まで、18万回が27万回まで増加しております。

御参考までに、同じ期間の水産庁の漁業権ページのアクセス数を御紹介いたしますと、2倍以上に増加しておりました。2.8万回が6.2万回になっております。情報を充実させた成果と捉えております。漁業権は5年ごとに満了しますので、随時の更新作業を進めていきたいと考えております。

9ページ目、ここでは、漁業協同組合制度と漁業権制度との関係について整理しております。

漁業協同組合の組合員としての加入資格は、組合地区内に住所を有することとされております。この場合の組合地区の範囲は漁協の定款で定めますので、漁協の意思決定により見直すことは可能でございます。そして、例えば養殖を行うためには漁業権の免許を受ける必要がありますけれども、漁協が免許を受けた場合には、所属する組合員が営む漁業を管理するため、漁業権ごとに、下の欄にありますけれども漁業権行使規則を定めることとされております。

10ページ目、漁業権行使規則には、組合員行使権を有する者の資格を定めることになっております。この資格を有する者が、その漁業権の漁業を営むことができるという仕組みでございまして、この行使規則の中で、実態上、住所を要件の一つとしている場合が多い状況にあります。この要件につきましては、組合員の居住実態や社会情勢の変化に応じまして、組合の意思決定により見直すことが可能となっております。

下の図で示しておりますとおり、例えば東日本大震災や原発事故の影響によりまして、漁業者が一時的に他地域に避難しているような場合には、従来とは異なる要件を定めて漁業が継続される例がございますので、このように工夫して対応することは可能だと考えているところでございます。

最後に11ページ、港湾区域における漁業権についてです。

水面を漁業に利用する場合には、漁業法のみではなく、港湾法など、他の諸法令によって重複的に規制を受けております。このため、港湾区域に漁業権を免許しようとする際には、都道府県が漁場計画の案を作成して、港湾管理者に示し、協議を実施しております。その上で調整が図られたものについては、港湾区域においても漁業権の免許が行われるというプロセスでございまして、下の図に愛媛県と宮崎県において、港湾区域に漁業権が免許されている例を紹介させていただきました。

水産庁からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、国土交通省より3分程度で御説明をお願いいたします。

○上田課長 国土交通省港湾局で総務課長を拝命しております上田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

港湾区域に関連する事項につきまして、こちらの資料で御説明申し上げますが、まず、その港湾の開発・利用及び保全に関する事務につきましては、港湾管理者である地方公共団体が担っておられます。平成11年の地方分権一括法によりまして、港湾法第37条第1項

に基づく水域占用許可も含めまして、港湾管理者たる地方公共団体の自治事務ということになってございます。

説明の都合上、2枚目のほうを映していただけますでしょうか。こちらは、港湾区域における水域占用許可の制度について説明したものでございます。

港湾区域と申しますのは、港湾として公共の用に供している水域でありまして、厳格な手続を経て定められておりまして、港湾管理者が良好な状態に業務として維持しております。港湾区域は、一般公衆の利用に供されるのを原則としているものでございますが、港湾管理者から許可を受けた場合に限って、特定の方が占有できるということとしているのが、この水域占用許可制度でございます。

「許可基準」の辺りを御覧いただきますと、占有許可してはならない基準というのが法定されてございまして、①にありますように「港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えるものであるとき」、②にございますように「港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるとき」となっております。

「許可期間」につきましては、法定はされておらず、港湾管理者さんが定めておられます。

こうした制度の下で、港湾管理者は、それぞれの港湾区域の実情や許可申請された水域占有の形態等を踏まえまして、自治事務として水域占有許可を行うのかどうか、許可する場合、その期間をどうするのかということを決めておられます。

先ほどの水産庁さんの御説明にもございましたとおり、漁業者に対して水域占有の許可が行われているような事例がございまして、許可期間は長いもので5年といった事例もございます。

資料の1枚目に戻っていただけますでしょうか。下のほうを御覧ください。

港湾区域において漁業権設定が行われようとする場合には、これも水産庁さんの御説明にもございましたとおり、漁業権の免許権者が港湾管理者に協議するということとされておりまして、港湾管理者はこの協議を受けるということになってございます。

ここも港湾管理者さんがどうやられるかにもよるのですけれども、協議を受けられた港湾管理者が、必要に応じて関係者に意見照会を行うという場合もあるようでございます。

こちらの御説明は以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、事務局より5分程度で御説明をお願いいたします。

○事務局 まず、高知県の取組について御説明させていただきます。

参考資料を御覧ください。

水産庁の説明資料の中にも含まれておりましたけれども、こちらは高知県から提出いただいた資料でございます。

定置漁場の活用のために調査を実施されて、その調査の結果を県内外の水産関係企業1,200社ほどにダイレクトメールを送付されたと。そこからリアクションのあった方々と

お話をされて、2社が取り組まれたということでございまして、県内外にお話をした結果ではございますけれども、高知県内の水産の加工流通販売業を営む方が選出されたということでございます。

次に、資料3を御覧ください。

本日御欠席をされている有路専門委員からの御意見でございます。

「1. 背景の論点」というところを御覧ください。

養殖業の生産基盤の拡充が重要だということでございまして、養殖業成長産業化総合戦略の2030年目標ということでございますけれども、7割増産するだけの漁場は存在していないと。増産できる環境、状況をつくることは、民間の自発的な活動を促すだけではなく、政策的な後押しが必要であるということでございます。

2ポツの(1)の①を御覧ください。

①、「利用頻度が低い漁場の回転率向上」。行使料だけではなくて、実際の生産状況の把握と。養殖業では、実態は本質的に確認可能だと。この方法の整理を指示する必要があると。

②、商業港内での漁場確保ということで、共済のルールのところについても、共済がかけられないという指摘がございます。

③、漁業権放棄後のエリアというところで、漁業権再設定が可能である場合があることを明確にすべきではないかということでございます。

2ページ目を御覧ください。

「これから議論が必要な項目」というところで、沖合漁場のお話がございます。

沖合養殖は、今後の増産の重要な要素と。実際の漁場の確保について筋道が立っていないと。高知県で行われているような、太平洋の真ん中で沖合漁場を設ける筋道が不明確であると。

「課題1」として、そもそも場所が特定できないというところ。

「課題2」として、利害関係者との調整のお話。

そして、具体的なアクションとして、水産庁が積極的に動きやすくなるような取組を行うことが必要ではないかという御意見をいただいております。

事務局からは以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。

まず、最初に、ただいま事務局から読み上げていただきました有路専門委員からの意見について、水産庁さんから御回答をお願いしたいと思います。水産庁さん、いかがでしょうか。

○山口部長 それでは資料3につきまして御回答いたします。

まず、2番の(1)の①のところ、利用頻度が低い漁場の回転率の向上に関しましては、ただいま御説明をいたしましたように、チェックシートに基づいてチェックをしております。

すので、確認をしているという状況でございます。

それから、②の商業港内での現状確保。こちらにつきましても、漁業権の設定は可能ということになってございます。その上でこの漁業権を設定して養殖を行えると。この餌を与えて、蓄養みたいな形で一時的に育てるというものについても、共済は加入可能となります。

それから、③についてですが、漁業権放棄後のエリアの漁業権の再設定。こちらにつきましても、このような漁業権の設定は、個々の事案の背景、それから、経緯に応じて個別に判断されるべきものであると考えておりまして、一般論としてそのような漁場計画を策定するというのを推奨するというのは、我々としては適切ではないと思っております。

それから「(2)これから議論が必要な事項」につきましても、まず、課題2のところ、利害関係者の調整のところなのですが、沖合養殖場の確保を優先するという形で、調整の優先順位をつけるということについては、これはやはり個別の事案ごとにいろいろな権利が錯綜しております中で、養殖が優先というのはなかなか難しかろうと思っております。

全体につきましても、沖合養殖の観点から沖合漁場を確保していくという観点は重要かと思っておりますが、我々として、養殖を拡大する中でそれだけではなくて、まずは既存漁場の中で、より密に養殖を行っていくというような効率化というものも必要だと思っております。そういったものも進める必要があると思っておりますけれども、やはり、沖合漁場についても一定の確保を今後進めていくという必要はあると思っております。

ただ、事例がまだ少ない中で、どういったことができるかということをお我々も考えていかなければいけないと思っております。事例の勉強とか、どういう形で使えるかということ、こういったものが横展開できるのか、そういったところを少し検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

確認ですが、先ほどの共済がかけられないということについて、かけられるとおっしゃったのですが、これは実態としてかけられるはずだということなのですか。それとも、かけている事例が存在するということなのですか。

○山口部長 まず、ここに記載してあります、有路専門委員がおっしゃっておられるような、商業港内の水域占用許可というのが仮定の前提でございますので、水域占用許可だけで養殖が行えるという制度には今なっておりません。漁業権を設定して、養殖を行うということでございますので、漁業権を設定して養殖を行うということであれば、共済に加入することは可能でございます。

○岩下座長 いわゆる、商業港の中での養殖をやっている事例は私も見たことありますが、現時点ではそういうものは存在しないということなのですか。何か制度が違うのかな。

○山口部長 はっきりと申しますと、商業港内での区画漁業権の設定は可能でありまして、事例もございます。そういった事例に関して、共済に入れるかということであれば、共済

に入れます。

○岩下座長 入れる。

○山口部長 はい。

○岩下座長 入っている事例もある。

○山口部長 確認はしておりませんが、恐らく入っておられると思います。

○岩下座長 そうすると、共済がかけられないということについては、実はそうではないのではないかというのが水産庁さんの御指摘であるということと理解してよろしいですか。

○山口部長 はい。それで結構だと思います。

ただ、ここで有路専門委員が書いておられる、商業区域内の水域占用許可における蓄養業というのが、何を前提とされているのかよく分からないのですけれども、今の制度は、本来、養殖というのは漁業権を取得してなければできないものですので、そういう制度にのっとってやられている限りにおいては共済に加入可能です。

○岩下座長 漁業権が設定していないからできないのではないかとということでしょうか。

○山口部長 それは分かりません。何をおっしゃっているか分からないので、我々として仮定においてあまりお話もできないので。

○岩下座長 分かりました。

これはむしろ有路専門委員との間で事実関係というか、こういう返答がありましたということを確認をさせていただきたいと思います。

もう一つ、これは2030年目標の養殖業成長産業化総合戦略についての言及が1ポツにあるのですが、この7割増というのは、もう2023年であることを考えると、なかなか実現が厳しそうな感じが私はします。各種の養殖業みたいなものの実態についても、そんなにすごい勢いで伸びているところは私はあまり知らないのですけれども、そもそも養殖業成長産業化総合戦略というのはどういった位置づけのもので、これの必達の度合いというか、あるいは達成の確度というか、政府にはいろいろな目標がありますから、その中で、これは水産庁さんの中でどういう位置づけなのですか。

○山口部長 農林水産省といたしましては、やはり輸出の促進を中心に、この養殖というのは今後伸ばしていくべき分野だと思っておりまして、例えば輸出の観点で申しますと、今後10年で5兆円まで伸ばしていかなくてはいけないという目標がございますので、それを達成していく中では、養殖については、この養殖の総合戦略の中で掲げている目標の達成というのを我々としてやっていかないといけないと思ってございます。

輸出を中心に現に養殖というのは伸びてきておりますけれども、私どもとしても、いろいろな養殖についてボトルネックがあるのかどうかとか、そういった検討もしなくてはいけないと思ってしまして、現在、庁内でも検討を行っているところでございまして、また、これで必要な施策等も、今後、具体化していきたいと思ってございます。

○岩下座長 農林水産省さんの計画というのは、達成まであと数年であるにもかかわらず検討中のものが多くて、本当に7割達成できるのかというのは、にわかには信じがたいの

ですけれども、これは7割を必ず達成するという趣旨で水産庁さんも取り組んでいるという理解でよろしいですか。それを前提として議論してよろしいですか。

○山口部長 はい。結構です。

○岩下座長 分かりました。

それでは、有路専門委員からの質問については以上とさせていただきます。

続きまして、本日、御出席の委員の皆様方から御意見、御質問をお願いいたします。御発言をする際には「手を挙げる」機能で挙手をしていただければ、こちらから指名させていただきます。あるいは画面等を通じて手を挙げていただくなどの意思表示をしていただいても結構でございます。御意見のある方、いかがでしょうか。

では、林専門先生、お願いします。

○林専門委員 水産庁様に御質問させていただきます。

御説明、ありがとうございました。ガイドラインに伴う、適切かつ有効な判断に関するチェックシートにつきまして、水産庁から都道府県に対して、非常に適切な、具体的な通知を繰り返し出していただいております。私も拝読しまして、水産庁が指導をしてくださっているということを確認させていただいて、ありがたく思っております。その中で、今日の資料1の5ページにも書いてある、令和2年11月の通知。ここには共同漁業権、個別漁業権、漁業権の区分や養殖や漁法に応じたそれぞれの証憑資料の具体例を示されているということによろしいでしょうか。

もし、こういう具体例も示された通知を出しているにもかかわらず、組合員からの定量的なデータを含む客観的な証憑資料が提出されていないような組合における利用状況については、今回の令和5年9月から予定されている漁業権の次期一斉切替えのときに、エビデンスがない以上、有効利用されていないという判断で今後の切替えをしていただくということによろしいのかというのを確認したいと思います。

また、この一斉切替えをした後で、改めてチェックシートの実効性の検証をしていただいて、その検証結果を踏まえて、また、今後、チェックシートの運用改善、より具体的な証憑書類の例などをもっと出す必要があるれば、それをやっていくということが必要ではないかと考えておりますので、まず現状を教えてくださいと思います。

○岩下座長 農林水産省さん、いかがでしょうか。

○藤田部長 資源管理部長の藤田でございます。御質問、ありがとうございます。

この適切かつ有効な判断のチェックシートによりますと、判断の根拠資料といいますか、この証憑の例も含めまして、都道府県には通知をしてございます。

具体的には、漁業法に基づきまして漁業権者から提出をしていただきます資源管理状況の報告がまず1つございます。それに加えまして、水揚げ状況として確認できますと、販売の伝票とか養殖に関する記録の書面、魚とかを買っておりますので、そういったもの。それと、現地調査や聞き取りの例を判断根拠の例として示してございます。

今、林専門委員に御指摘をいただきましたように、今後、このチェックシートを運用し

ていく中では、そういうそれぞれの項目につきまして、分かりやすいといえますか、適切な判断根拠の具体例がもっと積み上がってくれば、当然、我々のほうもこれをうまく運用できるように改善していくということが必要だと考えてございます。

今度の切替えに当たりましては、まずは、そういう証拠書類というのでしょうか、そういうものが出ていない場合には、まず都道府県が資料を求めるとというのが先になろうかと思えます。その上で、この切替えの際に、今後使う予定がないといえますか、有効に活用できないということであれば、海区漁場計画の中から除かれるものも出てくるのではないかと考えております。

○林専門委員 御回答、ありがとうございました。

漁業法第90条で、漁業権者は1年に1回以上漁場の活用状況等について都道府県知事に報告する必要がありますし、都道府県は、直近の生産状況のみならず、その報告を受けているのでありますから、過去5年程度の生産状況を見るなどして、中長期的な漁場の利用状況を把握して、それをまた水産庁にも御報告いただいて、有効活用されているかどうかを、公表資料の中でもみんなでチェックしていけるようにしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○岩下座長 水産庁さん、どうぞよろしく申し上げます。

では、続きまして、青山専門委員、申し上げます。

○青山専門委員 青山です。

水産庁の方にお聞きします。

「海しる」について、令和2年から4年にかけて閲覧数が2倍以上ですか、詳細な数を書きとめられず申し訳ございませんが、そういうことで認知度が高まっているということは分かりました。一方で、やはり海上保安庁が動かしているデータベースなので、漁業のビジネスという側面は非常に弱いなと思いました。私も恥ずかしながら昨日から今日にかけて見たのですが、漁業に関してのタグがかなり下のほうにありますし、それを一生懸命見ても、なかなか見にくかったです。

それで、2つお聞きしたいと思ひまして、高知県のような事例、休業中のところに自治体がマッチングをして、実際にマッチングが成立したという珍しい事例だとおっしゃったのですが、そういったことがこれからもっと増えていけばいいなと思うのですが、この「海しる」に、休業中とか、今公募中だとかというような情報を付加することはできないのかどうかというのが1つお聞きしたいことです。

もう一つが、やはり漁業ビジネスのデータベース化にもっと格上げしていくには、海上保安庁さんのデータベースでありながら、もっと水産庁さんが関与を深めていって、漁業関係者が日頃当たり前に見るようなデータベースにしていくことができるのか、そういったおつもりがあるのかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

以上でございます。

○岩下座長 農林水産省さん、申し上げます。

○山口部長 漁政部長の山口ですけれども、まず1点目ですが、休業中といたしますか、まず、廃止された漁業権につきましては、こちらで表示をさせていただきます。公募中とかそういったところについては、今、表示はないですけれども、そういった工夫ができるのかというのは、海上保安庁さんともよく相談しなくてはいけないかなと思います。

また、水産庁が関与を深める、あるいは、もっと漁業者から見やすいというのは、こちらは、そもそもの「海しる」の性格というのもございますので、漁業者用に完全にカスタマイズというのは難しいかもしれませんが、例えば、水産庁のサイトのほうから、漁業者が御覧になるようなサイトのほうからこちらにリンクを張ったり、工夫もしております、より漁業者さんがこの情報に接する機会が多くなるような工夫とか、そういったことはしていきたいと思います。

○青山専門委員 ぜひお願いいたします。

「海しる」を見ていたら、たまたま、明日ですか、「海しる」についてのセミナーがあるようでございまして、私は都合があって参加できないのですけれども、そのパネラーの方のリストを見ると、漁業関係者の方が一人もいらっしゃらなくて、学識経験者の方がほとんどだったので、もっとビジネス的な側面をぜひ強化していただければ、有効活用ももっと広がると思いますので、工夫をしていただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

続きまして、御手洗座長代理、お願いします。

○御手洗座長代理 よろしくお願いいたします。御説明いただき、ありがとうございます。

私からは、住所要件についての質問といたしますか要望なのですけれども、これは各組合が必要に応じて見直すという程度のものでなくて、現在の社会情勢に合わせて、抜本的に見直しを図ることを求めるような通知を出していただけないかと思っております。

先ほど、山口部長のほうからの御説明では、例えば原発事故などで状況が変わっている場合において柔軟な運用をしているケースがあるとおっしゃられていたかと思うのですけれども、そうした特殊なケースだけではなく、やはり道路事情の改善などがここ数十年でも非常に進んでいるので、住所要件を地区単位で課すということ自体がナンセンスになっているのではないかと思っております。

具体的な例をお話しします。あまり克明にお話しすると漁業者さんが特定されてしまうので、ちょっとぼやかしながらお話ししますが、私の居住する気仙沼は入り江が連なるような地形をしています。1つの入り江で、対岸で漁業者がいなくなり、荒廃している養殖用のいかだがたくさんあると。向かい側の漁業者さんは、若い方が事業承継されていて、反対側の荒廃しているいかだも十分見られるので、若い漁業者さんがいる岸をAとして対岸をBとすると、A地区の漁業者さんがB地区で荒廃しているいかだを承継して養殖をするということで、地区の現場レベルでは話がついたものの、漁協の住所要件にひっ

かかり叶わなかった、ということがありました。

ここはA地区とB地区は、船でびゅっといくと30秒ほどで、車で回っても5分ほどです。まず、この近さで地区が分かれていて住所要件が求められるというのは、現代においてはナンセンスだと思うのです。

年配の人に話を聞くと、数十年前は道路が通っていなかったり、トンネルが掘られてなくて山を大きく迂回する必要があったりで、いま5分10分で行けるようなところも1時間以上かかったというような話も聞きます。当時は人口も多くて、各浜にたくさん漁業者がいたということもあり、細かく住所要件が設定されたのでしょうか。漁協ももっと数が多かったのだと思います。おそらく、そのときにつくった住所要件が変更されずに今もあり、したがって、車で5分、船で30秒のところのいかだの面倒も見られない、といった事態が発生しているのかと思います。ですので、有望な若手の漁業者が出てきて、地域の年配の漁業者がその人に自分が使っていた養殖筏を使って欲しいと思っても、その人が担い手になれないというような実態がございます。

これは、必要に応じてちょこちょこ変える、例えばこのA地区とB地区は一緒とみなすみたいな変え方をするというのではなくて、そもそも、市町村レベルですらなく、地区単位、さらにその下の、今や車で5分のところの単位で住所要件を求めるということが妥当なのかということから見直しが必要なのではなかろうかと思っております。

個人の場合、複数の箇所に住民票を持つことは不可能です。また、法人であって機動力があれば、なおのこと複数の拠点、複数の浜を見るということも可能になってくるでしょう。ですので、組合に対して個別事情に応じて見直すことを要請するというよりも、この項目については、社会情勢が著しく変わってきているので、現代社会に合うように抜本的に見直すことを求めるような通知を出されるほうが適切ではないかと思っております。よろしくお願いします。

○岩下座長 農林水産省さん、いかがでしょうか。

○山口部長 ありがとうございます。

御指摘のように、やはり社会情勢あるいはその居住実態、生活圏の在り方というのは、相当程度変わってきているのだと思っております。私どもとしましても、この地区を完全に固定してしまっただけで何十年変えないというようなことというのは、やはり生活実態等を見たときに、適切ではない場合というのかなり起こると思いますので、組合員行使権等につきまして、その地区の概念というのについて、生活実態、居住実態を踏まえて変えていくということは可能である。あるいは、そういうことが必要な場合が往々にしてあるということをお示しして、今、御指摘いただいたように、個々の特定の場合にだけしか適用されない話ではなくて、よくありがちな話なんだよということでお示しをしたいと思えます。

○御手洗座長代理 そのお示しするというのは、具体的には通知を出すということですか。どこに出されることを想定されていますか。

○山口部長 通常ですと、この団体漁業権を行使されるのは漁業協同組合ということになりますので、漁業協同組合さんに届くように、それから、漁業権を管理しております都道府県のほうに届くように通知するということを検討したいと思います。

○御手洗座長代理 ありがとうございます。お願いいたします。

その上で、これは水産に限らずほかの分野でも往々にしてあることだと思うのですけれども、通知を出しているからといって、すぐに現場が変わるわけではないかなと思っております。特に、水産庁さんが直接関与できるわけではなくて、組合さんとか都道府県などを通した場合、どこかでその通知がスルーされてしまうと、結局現場は変わらないということが起こりがちかと思っておりますので、ぜひ、水産庁さんのほうでも、難しいかもしれないですけれども、漁業者レベルの方々からなるべく声を拾い上げて、今みたいなケースがないか確認をして適切にフォローアップしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

相談窓口のホットラインをつくるなどでもいいかと思うのです。こういうことがあったら教えてください、みたいな。何らか、組合や都道府県で止まってしまったときに、きちんと気づける仕組みもつくっていただけたらと思っております。

お願いします。

○岩下座長 お願いします。

○藤田部長 資源管理部長の藤田でございます。

一応、漁業権に関しましては、水産庁にもホットラインを設けております。ですから、都道府県とかで話が止まってしまってもうまく進まないというときには、我々のほうで話を承って、再度、関係するところに話をつなぐ、アドバイスをするという心を心がけております。

○御手洗座長代理 ありがとうございます。

ホットラインが設置されている場合は、その周知が重要になるかと思っております。

以前、たしかホットラインについてはSNSで広報されているとおっしゃられていて、SNSのフォロワー数がちょっと少ないですよといった議論があったように記憶しております。ホットラインを設けられているのであれば、それが広く漁業者の方に周知されるような工夫をぜひしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○岩下座長 今の件ですけれども、漁業権が市町村ではなくて地域割りになっているというのは、これはその昔、室町時代の古文書とかを見ると、いわゆる浜争いなどというのがありました。当時の漁業権が浜単位で持たれており、隣り合った浜同士で大きな争いになっていたという記録が随分昔からあったようです。現代の我々の感覚と随分違うところでそういうものが運用されてきたというのが過去の実態としてはあるようです。

しかし、時代が変わって、今でも浜争いなのかという問題もあります。2030年までに67%養殖を拡大しなくてはいけないという政策目標がある以上、その障害になることを一生懸命排除していくという姿勢がやはり大事ではないかと思っております。ですから、ぜひこの件

は、そういう問題があったらオンデマンドで対応しますということではなくて、ポジティブにご対応いただきたい。現にこういうことが1つ出てきたということは、多分、日本中にあるのだと思います。そういう仕組み自体は、日本全国でずっと昔からそうですから。そうだとすると、それに対して、ぜひ水産庁さんからポジティブな取組をしていただいて、そういう問題を少しでも減らしていただくことで、日本の漁業のさらなる活性化とか売上の拡大につながられるのではないかと思いますので、ぜひ、大事な点だと思いますのでよろしく願いいたします。

では、続きまして、井上専門委員から挙手をいただいております。井上専門委員、お願いします。

○井上専門委員 御説明、ありがとうございます。

私も、北海道から九州まで、いろいろなお付き合いがある中で、沿岸部の水産が強い地域の漁師さんたちと話していると、特に若い漁師さんたちと話をする、やはり漁協の問題というのはすごくいろいろ出てきます。漁協の問題はすごく地域差があって、もともと協同組合なので、それぞれの地域地域で自主的に、まさに村の共同体と一体になりながらやってきているところがあるので、今の御手洗座長代理の話にも通じるのですけれども、制度がこう変わりました、あるいは、通知を出して指導をこうすればこうなるかという、なかなか変わらない。指導はいつているので、例えば僕らと話をしていて、最近「こういうことを言っちゃいけないのですけれどもね」と言いながら、実質としてやっているみたいなことがいろいろあるわけです。

漁業権に関しては、どんどん外の人にも開かれたものにしようという流れになっているのは承知しているのですが、例えば北海道のようなところだと、具体的な場所はなかなか言えないのですけれども、ある漁協では、やはり世襲しか認めていないということで、制度上は世襲ではなくてもできるわけですね。だけれども、そもそも組合員にならないと漁業権を与えなくて、組合員になるためには、息子にしか原則組合員にさせないというような運用をしている漁協などもあったりして、そこは結構、水産でもうけられるところなのですけれども、その地域に住んでいて、漁師の息子ではなかったのだけれども、やはり漁師をやってみたいな、海が好きだから漁師をやってみたいなんて子が、親が漁師じゃないから組合になれなくてできないみたいなきょうがあります。

なので、実態としては、どんどんそういうUターンの人、Iターンの人に漁業を開いていこうという事例は各地で出てきていますけれども、そういう運用を阻んでいる漁協などもある。

地元自治体もその実態が分かっています。分かっているけれども漁協にはなかなか言えないというような関係がある中で、誰にも指導が入らない。若い子たちがもう絶望していると。親が組合長をやっている、親としょっちゅうけんかをしていて、海の上でも親を突き落として殺してやろうかと思ったぐらいの話みたいなきょうも出てくると。世代間対立にすごくなっていて、それは漁業権の話ではなくて、水産の流通を新しくしていこう、スマ

一ト漁業みたいなものやっついこうというときにも、漁協の上の世代と対立をして、なかなか新しいことができなくて、若い世代が悶々としているというのは結構各地で聞かると。特に北のほうはそこら辺は強いなと感じます。

そういうところを、今回の漁業権のところに合わせて何とかできないのかなと。あと、実態が、今のホットラインという話もあるのですが、実態がもっと明らかになって、みんなでそこを建設的に、地元で、どうしたら本当に今に合わせて変えていけるのかという話し合いが持てるような形、文書を出すだけではなくて、ある種の指導員みたいなのがファシリテーションしながら地域の中に入って行って解きほぐしてしていくような地道な取組も含めて何とかならないかなということを感じているところなんです。

水産庁さんへの御質問というか御意見なのですが、ここら辺、何とかならないでしょうか。

○岩下座長 難しい質問ですが、水産庁さん、ぜひよろしくお願いします。

○山口部長 漁政部長でございます。

今、御指摘のあったような、漁家子弟でなければ漁業協同組合の組合員になれないというのは、これは法の原則からしても明らかに違法であると考えております。やはり、こういったものについて、我々も、そういったお話があれば、当然、そういうことではないよという話をするわけですが、現場現場の意識がということだと思います。

私どもは、いろいろ説明会とか地方に参る機会もかなりございますし、浜の方々と意見交換をする機会もございます。できるだけそういう機会も生かしながら、意識してそういう話もしていくということが大事なのかなと思いますし、実際のところどうということが起きているのかということも含めて、よくお話を聞きながらやっていきたいと思っております。

ですので、通知等を出して、その効果がどうなっているかということについては、もちろんフォローアップもしていきますし、それから、今申し上げたような、浜に入ったようなときに、少し実態のお話をするということかなと思います。

○井上専門委員 ありがとうございます。

○岩下座長 井上専門委員、いかがでしょうか。

○井上専門委員 本当にいろいろ問題があって、仲卸の談合というか、そういう流通面での闇もいっぱいあって、そういうところを本当にどうしていったらよくなるのかなと。そうしないと、浜値が安過ぎて、仲卸とかに買ったたかれて、それで、どうしようもなく、とにかく量を獲るしかないんで、量を獲って、みんなで乱獲しているみたいなことというのが、いまだに本当に行われているなど。この養殖の時代、管理型漁業にならなくてはいけないのに。そういうところ、結局、漁協のおじさんたちと仲卸の問題みたいなところが、昔ながらのままになってしまっているということです。みんな実態は分かっている。分かっているけれども変わらない感じなのです。

○山口部長 水産庁でございます。前回の市場関連のヒアリングのときにも御指摘がございまして、仲卸の部分、買受人の方々が閉鎖的な形になっているというお話がございまし

たので、こちらについては一定の調査も今行ったりしているところでございます。それから、私どもも、いわゆる買受人が増えるような形での市場の統合とか、そういったところを進めております。その辺を、適宜、前回の対応について御報告をしておるところでございますけれども、引き続き進めていきたいと思っております。

○井上専門委員 ありがとうございます。

ぜひ、国の役人の方が現場に来るとかになると、現地のほうもぴりっとするところがあると思っておりますので、できるだけ現場を見るような形で、若い漁師の方たちの話を聞くような機会を設けていただければと思います。ありがとうございます。

○岩下座長 ちょっとだけ付言しますと、似たような話は、実は、日本中のいろいろな産業で、昭和の時代の古い体質が残っていて、それこそ、独禁法違反とか、現在の日本国憲法の理念に反することが普通に行われていた産業はいっぱいあって、それらが順次是正されてきたわけです。ただ、それは多分、各産業の成長の過程で、古いルールを見直していくということが一般的に行われてきたのですけれども、残念ながら、農林水産業、特に水産業辺りは縮小傾向だったので、そういう意味での新陳代謝による近代化というのですか、取引慣行の近代化とか制度の近代化とか、そういうことになかなか至らなかったというのが現実ではないかと思うのです。

今では、そういう古い慣習が残っている産業自体が極めて少なくなってきているので、僅かに残った部分を是正するのは行政側の責任になってしまうと思うのです。もしほかの産業が、いまだに前近代的な慣習を残しているのだったら別ですけども、もうそんな産業はないですからね。それにもかかわらず、水産業とか農業だけに残っているとすると、その産業の問題、ひいては農林水産省さんとか水産庁はその責任になってしまいます。なかなか解決してくれないのですよ、という受け身の感じでは多分うまくいかないのではないかと思うのです。

そこは、多分、政策目的としての産業の活性化ということもありますし、そもそもほかの産業と比べて問題を抱えてしまったということを是正するという目的からの産業全体の責任ということから、ぜひ、水産庁さんに、こうした問題について積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

ちょっと付言が長くなりました。

続きまして、小針専門委員、お願いします。

○小針専門委員 小針です。説明、ありがとうございました。

ほぼほぼ今の話と共通しているのですけれども、恐らくこの住所要件がかかっているというのは、第一次産業はその地域に根差していて、そこに住んでいる人が営むことが当たり前という前提であったものが、産業構造としては変わってきたことがあると思います。

一方で、その地域に住んで活動しているからこそ保全されているものがある、そのため、組合員としてなすべきことは何なのかということを確認にした上で、それをちゃんと満たすものが組合員になれる。それは、保全の活動もそうだし、業としてやるということも。

その整理をしたうえで、住所というのが適切なのか、そうではない場合にはどういうものがいいのかを御説明をいただくほうがあるものが駄目だと言いかたをすると、現場から反発が来るのではないかなと思います。その辺りは工夫をしていただけるといいかなと思っています。

半分コメントです。以上です。

○岩下座長 ありがとうございます。

水産庁さん、今のコメントに対して何かありますか。

○山口部長 ありがとうございます。そういった点も念頭に置きながら考えていきたいと思っています。

一方で、地域との結びつきのところは、地縁的などというお話がございまして、もともと協同組合、農協等も含めて、成り立ちとして、地域の地縁的な団体として成立していると。それに加えて、漁業協同組合については、その漁業権と浜の管理との結びつきというのがありますので、地区概念を全く取り払っていいのかとなってくると、それはなかなか難しいというところがございますので、そういった点も念頭に置きながら、今後も検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○岩下座長 続きまして、御手洗座長代理、お願いします。

○御手洗座長代理 先ほどの井上専門委員のコメントのお話のところ、私も関連してコメントしようと思っていたのが、ほとんど岩下座長に言っていただいたとおりなのですが、お話しさせていただければと思います。

この漁業権と、先ほど水産庁さんからも言っていた買参権の話は、地域によっては、世襲ではないとその権利を得られないというケースがあるかと思っています。これは地域における、ある意味、身分や職業の固定化になっていますし、さらにいえば、地域内の経済格差を固定化させる要因にもなっていると感じるところがあります。

というのも、水産の街であれば、主たる資源は水産物ですので、やはり自分で生産をするか、もしくは川上で水産物を買える権利を持っている人が収益を上げやすい構造であることがよくあるかと思っています。実家が漁業者なり仲買人をやっている人であれば、漁業権や買参権を得られるので、そういった事業ができるけれども、たとえば自分がそういった事業者さんに勤めている従業員の子供だった場合、将来的にも自分では漁業もできず、競りにも参加できずに、従業員の子はずっと従業員というように立場が固定化されやすいのです。

今どきこのような実質的な身分制度に近いものがあるのは本当におかしいことだなと思います。最近、少し古い風習などを「それは昭和だよ」などと揶揄することがありますが、これはもうほぼ江戸時代のやり方だと思っています。これが是正されずに残っているというのは、大きな問題ですので、水産庁さんのほうからも、ぜひ改善していただければと思います。

先ほど岩下座長から、縮小しているからこれが是正されなかったというお話があったか

と思いますけれども、私から見ると新規参入が起こらなければ新陳代謝も起こらず、徐々に衰退して縮小していくのは当たり前だと思います。卸売市場なども、DX化した仕組みを作ったり、流通で新しい販路を築いた人が、新たに卸売市場の競りに参加しようと思っても、できない。一方で、買参権を持っている家の子どもは、たとえば居酒屋などを開いて自分の店で使う分の魚しか仕入れないのであっても、うちはじいちゃんが仲買やっていたから安く魚を仕入れられるんだ、他の店より安く刺身を出せるんだ、みたいなことで、居酒屋事業でも競争優位性を持つ、といったゆがんだことになります。これでは、市場が活性化するわけがないです。本当に、脱身分制度というような合言葉でぜひ大きな改革を進めていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○岩下座長 ありがとうございます。

水産庁さん、いかがでしょうか。

○藤田部長 資源管理部長の藤田でございます。

我々の業界の非常に難しい部分は、対象となる資源に限られておりますので、単純に新規参入を無制限に認めると、資源管理の持続的な利用がなかなかうまくいかないというところが、ある意味悪いほうにずっと慣習が続いて、なかなか新しい人が入れないということが続いてきたのだらうと認識をしております。

そのバランスをどうやって取るかというのはいつも難しい問題でして、悩んでいるのですけれども、おっしゃるように、どんな産業であっても、周りの環境とか新しい血というのでしょうか、そういったものが入らないところがすたれてきたというのは、これは歴史的に明らかなので、そこは我々としてもしっかり認識をして、御指摘のような状況を踏まえれば、ある意味、我々がしっかり、古い概念を持っている方に対しては、行政庁のほうで責任を持って嫌われ者となって、ある意味、時代が違うんだという話を立ち向かって指導していくということだと思えました。

あと、若い人のお話というのは、先だっても北海道の青年部の方が長官とお会いしていましたが、確かに古い方が目の前にいるところで言いにくいこともあると思いますので、非公式にでもそういうルートをちゃんとつくって、我々が触覚を長くして話を伺うようにして、地元のほうで若い方が変な意味で糾弾されないような形で施策が浸透するように努力をしたいと思います。

○御手洗座長代理 今のお話、いいですか。

○岩下座長 どうぞ。

○御手洗座長代理 小針専門委員のお話にも通じるのですけれども、資源管理は資源管理で、漁業が持続可能になるようにルールを設定してきちんとやっていくべきです。それが、ルール設定をしないまま、そこの地域に住んでいる人だったら持続可能になるように考えてやってくれるのではないかと、という都合のいい前提を置いて、住所要件を設け、さらには実質的な世襲にすることで、なんとなく持続可能になるのではないかと期待し甘えてきたところに資源管理の問題もあるということだと思えます。

現実的に資源の枯渇などは現状でも起こってきています。資源管理の必要性は、漁業者含め多くの人が認識しているところです。今までのやり方だとうまくいかなかったということは明白なのだと思います。ですので、そこに住んでいる人が世襲していれば資源管理がなされるという根拠不明の前提を置かずに、資源管理は資源管理できちんとルールを設定し、そのルールを守ってくれる人に漁業権や買参権を渡していくということを徹底すればいい話かと思えます。よろしく願いいたします。

○岩下座長 ありがとうございます。

では、続きまして、挙手の順に林専門委員、お願いいたします。

○林専門委員 ありがとうございます。

未利用の部分についての質問をまたさせていただきたいと思えます。

令和2年に野上農林水産大臣が就任されたときの記者会見においても、大臣は、沖合海域での大規模沖合養殖システムの導入等が必要とおっしゃっております。本日の資料3の有路専門委員からの御指摘というの、方向性としてはそれに向けて具体的な課題をあげたものと思えます。課題1として、そもそも沖合での養殖に適した場所をどうやって特定するか、候補地を特定するかという点での、水温とか海流とかの調査が必要なのではないかという課題。それから、課題2として、具体的に、この議論をするときに、どういう利害関係者と議論をしたらいいかというその道筋すら分からないので、たとえ大手資本が大規模な沖合養殖をしようと思っても、それをどうやって交渉を進めていけばいいかというのが分からないのではないかという御指摘をいただいているのではないかと思えます。

そこで、高知県のような好事例を全国展開させていくためにも、ぜひ調査をお願いしたいのですが、自治体主体の沿岸や沖合の新規漁場開発に向けて、どういう取組が自治体で行われているか。また、水産庁が都道府県や全漁連に対して、未利用漁場の活用を活性化するためにどういう取組を行ってきたか。それから、漁協が未利用漁場の活用活性化するためにどういう取組を行ってきたかという調査です。もし、これまでの取り組みの実績がないのであれば、水産庁として、そこに向けた企画検討というのをさせていただけないかと思えます。

もう一つ、有路専門委員が課題2として挙げていた利害関係者の調整についての道筋についても、沖合漁業での区画漁業権の設定を推進するための具体的な手順、すなわち、どういう調査を行って、どの省庁やどういう関係人とどういう手順で調整をすればよいのかということが見えるように、プロセスの透明化というか整理をしていただいて、みんなが手を挙げられるようにしていくということをお願いしたいと思えます。

また、沖合養殖が可能と考えられるような漁場の候補地を、ある程度お金をかけて、研究開発とか調査とかが必要になるのかもしれないのですが、そういうものの取組を、国または都道府県で行っていくべきではないかと思うのです。

いろいろ申し上げて恐縮なのですが、目標としての沖合海域での大規模養殖システムを具体化させるために必要なことを、いろいろ水産庁さんに旗を振っていただきたい

と思っております、今申し上げた点について御意見を伺えればと思います。よろしくお願ひします。

○岩下座長 水産庁さん、いかがでしょうか。

○山口部長 今の御指摘は、まさに沖合での養殖の適地をどうやって探していくのか、そして、どうやって調整していくのかというお話だと思います。実は、最初に申し上げましたけれども、今、まだその事例に至っていないというところもございまして、我々としても、沖合で養殖をする場合に、どういう方がどういうやり方でやるかということも含めて適地というのは探さないとなかなか難しいという面もありますので、その組合せでどうやっていくのかということもあります。

どういう方策でそこに近づいていくのかというのは、我々も少し考えてみたいと思います。いきなり、多分マニュアル的にこうすればできますよというのをお示しするとか、そういうのは最初からはちょっと難しいのではないかなど。そういう中で、例えば、今、希望されている方、あるいは計画あるようなところがどれぐらいあるのかというのを見ながら、どのように進めたらいいのかということも含めて、我々のほうでも検討したいと思っております。

○林専門委員 ありがとうございます。

養殖業成長産業化総合戦略というものが策定されているわけですので、企業であれば、経営計画の中で、きっちりとその方策というもののアイデアを絞って検証しながら進むと思います。なので、水産庁においても、今おっしゃっていただいたところをぜひ着実に具体化していただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岩下座長 よろしくお願ひいたします。

重ねてですが、2030年まであと7年です。新しい養殖産業を基盤から立ち上げて、その産業が実際に生産を順調な軌道に乗せるまでにどれぐらいの期間がかかるかというのは、水産の専門家であれば当然お分かりだと思うので、実は残された時間はあまりありませんから、何年も検討をしている余裕は多分ないと思ひます。目標を達成するためにも、ぜひ迅速にこの課題について御検討いただいて、実際の産業の立ち上げに至るまでにこぎつけていただきたいとお願ひする次第です。

続きまして、井上専門委員、お願ひします。

○井上専門委員 たびたびすみません。

先ほどの岩下座長と御手洗座長代理の話に触発されてといたらなんですけれども、まず、岩下座長から、漁業は衰退とか縮小しているからというようなお話がございましたけれども、水産庁の方々も、漁業はなかなか難しい産業だと思っておられるのかもしれないですけれども、漁業はまだ全然伸ばせると思ひまして、というのは、本当においしい魚を僕たちは食べていないと思ひているのです。それは量に頼る漁業をやっているのです、本当に一匹一匹を丁寧にしめて、さばいて、それをきちんと流通させて、おいしい魚を消費地で食べるということができないと。だから、僕らは本当にこんな海に囲まれて

住んでいるのに、おいしい魚を東京の人たちはほとんど食べていないというのが多分実態だと思う。そういう中で魚離れが進んでいるということを考えると、やはり量の時代から質の時代にどうやって転換していくのかというのがとても大事になると。

そのときに、先ほど出た漁業の民主化といいますか、僕はもともと農林水産省ですけれども、漁業法を読んだときに、1949年の漁業法には、漁業の民主化という法の目的がありましたよね。先般の漁業法改正では、漁業の民主化という条項はなくなっていますけれども、僕はこの漁業の民主化という言葉に感動したというか、本当にその法の理念に対して物すごく崇高なものを感じたのです。

それが、今、漁業が民主化できたから法の理念を削除したということではないと思うのですけれども、まだ現場では全然民主化されていないという実態をやはり重く捉えていていかななくてはいけないと思うのです。だから、近代化されていない、民主化されていない、それゆえ、本来、漁業が果たすべき役割、おいしい魚を皆さんに食べてもらうということができないような形に今なっているというこの構造ですよ。これを何とかしていただくということが、やはり資源管理上もすごく重要になるのかなと。余計に捕らなくてよくなりますから、本当においしい魚をきちんと流通できるようにすれば。

だから、養殖が1つの出口というのは分かりますけれども、天然の魚を獲っているところでも、きちんと質に価格に転嫁できるような仕組みをつくっていけば、漁業は伸びていけるし、まだまだ食える、若者たちが入ってこられる産業だと思っています。

○岩下座長 ありがとうございます。

水産庁さん、何かコメントはございますか。

○山口部長 私どももその点、先ほどもございましたけれども、古い体質について、きちんと向き合って対応していきたいと思えます。ありがとうございます。

○岩下座長 ありがとうございます。

それでは、これまで私もいろいろとコメントをしてまいりましたので、私からのコメントは最後の座長の取りまとめのコメントに置き換えさせていただきまして、そろそろ挙手がないようですので、議論を終える前に金丸構成員から一言お願いしたいと思います。

○金丸構成員 ありがとうございます。

水産庁の御説明と皆さまの議論を拝聴させていただきました。その上で、改正漁業法にも深く関わった立場としてコメントをさせていただきます。

水産業の成長産業化には、未利用漁場の活用を図り、漁業、養殖業における新規参入や漁場の規模拡大を促進することが必要不可欠でございます。漁業法を改正しても、その趣旨が現場に浸透していない、あるいは厳格に制度運用されなければ、水産業の成長産業化は実現できません。漁協の団体漁業権も例外ではありません。有効の判断をする場合には、組合員が行使料を払っているかどうかだけでなく、実際に漁業を営んでいるか、定量的に把握することが不可欠であり、その上で漁場の全てを利用しているか、相当程度利用しているかについて、都道府県が厳格に判断していただくような制度運用を実現していただき

い。

本日は、世襲制というようなものがまだまかり通っているような問題提起もありました。

また、本日、御紹介いただいた自治体が行ったすばらしい取組は、全国に展開いただくとともに、これはもう肝だと思えるのですけれども、水産庁自らが積極的に関与して、リーダーシップを発揮していただいて、未利用漁場の活用がさらに進む取組の検討をお願いしたいと思います。

積極的に海面を活用したい意欲と能力のある者が、地域の実態や社会情勢の変化等が考慮されていない古い規制や慣行等が原因で漁場の利用ができないことなどあってはならないことです。本日の議論を踏まえ、水産庁は、引き続き、意欲的に規制の見直しに取り組んでいただくとともに、現場への理解や浸透が不十分と考えるものについては、関係者へ効果的な通知を発出するなど、速やかな対応をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○岩下座長 どうもありがとうございました。

日本の水産業というのは、井上専門委員の言葉のとおり、まだ成長の余地があるということで、金丸構成員からも、それにエールを送る大変力強い言葉をいただきましたので、ぜひ水産庁さんには、我々はみんな日本の水産業の応援団でもありますし、私自身、下関にしばらく住んでいたことがありますので、そこでの水産物のおいしさというのをすごく感じていて、井上専門委員がおっしゃったように、東京だとなかなか味わえないのですけれども、そういうよいものがいっぱいあるのをどうやって立派な産業にしていくかというのは、確かにいろいろな余地がありますよね。余地があるというのは、これから日本にとってもとても大事なことなので、それをぜひ水産庁さんに担っていただきたいと思います。

それでは、本日の議論を受けまして、水産庁さん及び本日御同席いただきました国土交通省に、大きく次の3点をお願いしたいと思います。

まず1点目、漁業生産力を高めるためには、漁場の有効利用のさらなる促進が必要であり、そのためにはガイドラインのチェックシートを積極的に活用して運用することが重要です。特に、有効の判断基準については、総合的な考慮の中で定量的なデータも含む、客観的な証憑に基づいて判断を行うことが必須であります。証憑がない場合は基準を満たしていないとみなすべきでありまして、団体漁業権も含めて、漁場の全体や一部が有効に活用されない場合は漁業権を分割し公募を行うとか、あるいは、自治体の、今日いろいろお話あった高知などの取組を好事例として、これを全国展開するなど、未利用漁場を円滑に流動化させる取組の検討をぜひお願いします。

加えて、漁場の活動状況のデータを可視化し、「海しる」に情報を追加するなど、あるいは海上保安庁のデータベースをさらに水産庁でという御意見もありました。リンクを張るのもいいのですけれども、今の水産庁さんのウェブサイトを押見しますと、ここはぜひ「海しる」の様々なパーツを活用して、水産業者向けにそれを案内することが、今の「海し

る」の機能等から十分可能かと思しますので、ぜひそこは、同じ日本国政府を形成する一員として、海上保安庁さんとよく調整していただいて、漁業者向けに、漁業者自らが未利用漁場を見つけて、新規参入や規模拡大を行う機会が得られるような取組を、ぜひ、水産ビジネス、漁業ビジネスという視点から検討いただきますようお願いいたします。これが第1点。

第2点目、今日幾つか議論の出た組合資格要件及び漁業権行使規則への住所要件といった、かなり時代錯誤的なものが残っているのではないかということについてです。

昨今の交通事情や周辺環境を踏まえて対象範囲を広げるなど、実態に即して柔軟な住所要件となるよう通知を行う。しかも、御手洗座長代理が御発言されたように、これもオンデマンドで、そういう希望が寄せられたらホットラインで対応しますということではなくて、ぜひプッシュ型で、そういう問題が現に発生していることが分かった以上は、それを他の漁協等にも同じような問題が発生しているのではないかということ想定した上で、そういう問題が発生しないか確認していただいて、ぜひ、是正をお願いするようなことを、要望に対して一件一件対応するのではなく、全体に対して通知をするような形で対応いただきますよう御検討をお願いします。

あわせて、法人の場合は、地区内に住所ではなく事業場を有するとか、そういう場合でも組合員要件を満たすなど、この辺はきちんと周知をしていただければいいお話だと思いますので、やや時代錯誤な、江戸時代という話がありましたけれども、そういうルールを、ぜひ現代のルールに合ったものにしていただきたいと思います。

3点目、港湾地区における水域占用許可及び漁業権設定については、港湾管理者と漁業者の認識のずれというのがどうもあるようですので、これを解消するために、港湾事業に支障がなければ許可や設定は可能である。また、漁業者の事業性を考慮して期間設定。4か月とか5年という話がありましたけれども、これをしっかり漁業者側の事業性が成立するような形で、その期間が設定可能になるようにとか、その辺のところの関係者への通知を行うこと等をお願いしたいと思います。

以上の検討結果につきましては、五月雨的でも結構ですので、2週間後をめどに事務局へ御連絡をいただきたいと思います。

私からのまとめのコメントは以上であります。

林専門委員から挙手がありました。では、林専門委員から御発言をお願いします。

○林専門委員 後で御報告いただく中に入れていただきたい点があるのです。改正漁業法に基づいて116件の指導が行われているということ、今日教えていただいたわけですが、その中で勧告や取消しや行使の停止に至ったものがあるかどうか、これも後ほど教えていただければと思います。また、水産庁が、その116件の指導について、指導内容の適切性について、どのような検証を行っているかも併せて教えていただければと思います。お願いします。

○岩下座長 水産庁さん、御発言をお願いします。

○山口部長 林専門委員からございました勧告や取消しの件ですけれども、現在、改正漁協法が施行されて2年ということで、まずは法の順番として、指導を行って、守られていない場合には勧告と。その上での漁業権という話になりますので、まず、今は指導の段階であるということを申し添えておきます。

○岩下座長 分かりました。

そうすると、データの的には、今の点で林専門委員の質問には回答されたという理解でよろしいですか。林先生、いかがでしょうか。

○林専門委員 指導の段階だということは了解しました。

あとは、指導内容についての水産庁としての事後検証という点についても、今ではなくても結構ですので、後ほどご回答いただければと思います。

○岩下座長 それは個別の案件のような形になりますか。それとも、全体としての評価みたいな話ですか。

○林専門委員 個別で、どのように事後検証を行って、特に更問のような形で指導されたことがあるかなどの指導内容をお答えいただきたいと思います。

○岩下座長 分かりました。

もちろん、個々の漁協さん、漁業者さんの情報については、どこまで出せるかという問題があるかもしれませんが、実態が我々ワーキングのメンバーに分かるように、可能な範囲で、例えば名前等を伏せるなりして、代表的な事例などを教えていただくという形ではいかがでしょうか。

○林専門委員 どういう事例の場合に、これじゃあエビデンスにならないよというような指導をしたのかとかですね。よろしくをお願いします。

○岩下座長 水産庁さん、お願いします。

○山口部長 どれぐらいの範囲でというのはありますけれども、どういう形かも含めて検討させていただきたいと思います。

○林専門委員 よろしくをお願いします。

○岩下座長 よろしくお願いいたします。

ほかに何か御意見等がございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。